

# 台風第17号の被害に対する農作物等の技術対策について

令和元年(2019年)9月24日  
農業技術課

## 1 施設（共通）

施設の被害が発生した場合、できる限り早期に施設の破損状況等の点検を行うとともに、修復が可能な場合には、早急な修理により、栽培作物の生育障害等の被害を防止する。

## 2 果 樹

- (1) 葉や果実が風雨にもまれ損傷しているので、定期防除に準じて防除するか、特別散布を行う。
- (2) 主枝、亜主枝などの骨格枝が損傷した場合
  - ア 大枝が裂けたものは、果実が地面に触れないようできる範囲で持ち上げ、収穫期まで維持する。その後、休眠期に本格的な復旧をする。枝の損傷程度がひどい場合は、再度着果量を減らす。
  - イ 枝の損傷部には農薬登録のある塗布剤を塗布し保護する。
- (3) 葉の損傷が著しい場合
  - ア 風により葉が取れ、極端に葉枚数が減少した場合は、枝の再生を促すため、かん水を励行する。
  - イ 樹上に果実が残っている場合は、葉の損傷程度に応じて、着果量を調整する。
- (4) 棚やトレリス等の架線が緩んだ場合  
架線やトレリス線の緩みや歪み、傾きが発生した場合は、締め直して矯正する。
- (5) 落果や損傷した果実の取扱い  
落果した果実、樹上に残ったが損傷している果実は、集出荷先と十分協議して、今後の取扱い方針を決める。

## 3 野 菜

- (1) 風雨により葉傷み等が発生した作物は、病害の発生予防のため、収穫前日数等の農薬使用基準を遵守し殺菌剤を散布する。
- (2) ズッキーニ
  - ア 病害の発生を防ぐため、収穫前日数等の農薬使用基準を遵守し薬剤散布を行う。
  - イ 損傷を受けた果実は、草勢が回復するよう摘果し、適期収穫に努める。
- (3) ながいも  
支柱が倒伏した場合は、静かに支柱を起こして根の回復を促す。